

第1号様式の2（規程第8条、細則第2条）

特別貸付申込書

横浜市職員共済組合理事長 様

			年 月 日	
申 込 人	所 属	区・局	課	所属電話 () 内線 ()
	フリガナ	職 員 番 号		
	氏 名			
	自宅住所	〒	自宅電話 ()	共済 確認

申込金額	万円	償還回数	回	貸付希望日	年 月 日
貸付の種類 <input type="checkbox"/> 入学貸付 <input type="checkbox"/> 修学貸付 <input type="checkbox"/> 結婚貸付 <input type="checkbox"/> 医療貸付 <input type="checkbox"/> 葬祭貸付 <input type="checkbox"/> 災害家財貸付					

※下記記載事項を証明する書類を必ず添付してください。（提出書類の返還は一切行いません。）

【貸付利用目的】		【特別貸付の対象者】	
貸付目的 (具体的に)		氏 名	続柄
支払日	年 月 日	↓ 修学貸付又は入学貸付をお申込の方は貸付目的に 関する内容をご記入ください。	
貸付事由に要 する費用総額	円	学校名 学部・学科	年 月 入学 年 月 卒業予定
支払方法	<input type="checkbox"/> 現金 <input type="checkbox"/> クレジット <input type="checkbox"/> 銀行振込 <input type="checkbox"/> 口座振替	在学期間	年 月 入学 年 月 卒業予定
残りの資金 調達方法	<input type="checkbox"/> 自己資金 <input type="checkbox"/> 共済以外からの借入	申込日現在	学年在学中
団体信用生命 保険加入希望	有 { 債務保険 <input type="checkbox"/> 有 } <input type="checkbox"/> 無 加入希望 <input type="checkbox"/> 無	備考	

※これより上の太線内の該当する項目すべてに記入してください。

所属する長の意見

<p>横浜市職員共済組合貸付規程第8条第1項の規定に基づき、上記貸付申込人に係る貸付事由・借入金額及び給与支給状況等の償還能力を調査し、事実と相違ないものと認めます。 本申込書及び別添の書類を送付しますので、ご査収のうえ、審査願います。</p> <p>横浜市職員共済組合理事長 様 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">補職名・氏名 _____</p>	
---	--

所属福利厚生担当		
課長	係長	係員

既貸付番号	貸付種類	貸付額	貸付残高	備考
		万円	円	
		万円	円	
		万円	円	
		万円	円	

共済組合 受付印

共済組合		
課長	係長	係員

貸付限度額	万円	貸付決定額	万円
貸付可能枠	万円	決定年月日	年 月 日
		貸付番号

横浜市職員共済組合の貸付事業における個人情報の取扱いについて

横浜市職員共済組合（以下「組合」という。）が実施する貸付事業については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に基づき制定した「横浜市職員共済組合個人情報の保護に関する規程（以下「個人情報保護規定」という。）」（令和元年5月15日職員共済組合公告第1号）等に基づき、個人情報の取扱いについて、次のことを遵守します。

1 利用目的の特定

組合は、本人から提出された貸付関係書類及び添付書類の記載内容を、次の目的達成に必要な範囲で利用します。

- (1) 申込み内容が貸付条件に適合しているか審査するために利用します。
- (2) 貸付決定通知書等を貸付申込者本人へ送付するために利用します。
- (3) 貸付金の金融機関口座への振込みを金融機関に依頼するために利用します。
- (4) 貸付金の使途が申込時の内容と一致しているか完了確認を行うために利用します。
- (5) 貸付金の償還について、給与等や期末・勤勉手当等からの控除を給与支給機関に依頼するために利用します。
- (6) 貸付金の償還について、給与等や期末・勤勉手当等からの控除ができない場合、借受者へ償還に係る通知書を送付するために利用します。
- (7) 借受者へ発行する残高証明書など各種証明発行のために利用します。
- (8) 全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が損害保険会社と締結した貸付保険及び生命保険会社と締結した団体信用生命保険の各契約に基づく事務手続に利用します。

2 個人情報の第三者提供の制限

組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供いたしません。

- (1) 債務不履行発生に伴い、債権保全のために連合会が貸付保険契約を締結した損害保険会社に事故報告・保険金支払請求を行う場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3 個人情報の正確性の確保と安全管理

- (1) 組合は、上記利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該データを遅滞なく消去するよう努めます。
- (2) 組合は、その取り扱う個人データの漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じます。

4 保有個人データの開示、訂正、利用停止等

本人から保有個人データの開示等の申し出があった場合は、個人情報保護規定に基づき、適正に対応します。

以上に同意のうえ、貸付けを申し込みます。

年 月 日

横浜市職員共済組合理事長 様

氏 名： _____

※必ず申込者本人が記載してください。